

ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボールに係る
製造業者の認定の技術的基準の一部改正に伴うガイドライン制定

制定日 平成17年11月16日

【ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ】

1. 機械器具

次に挙げる機械器具を有すること。

機械器具
処理台（ただし、原材料の整形処理を行わずに製造する場合は除く）
運搬用器具
肉挽装置
細切混合装置（細切混合を行わずに製造する場合は除く）
混和装置（混和を行わずに製造する場合は除く）
成型機
急速凍結装置（急速凍結を行わずに製造する場合は除く）
加熱装置（加熱を行わずに製造する場合は除く）
蒸気（熱湯を含む）供給装置（蒸煮等を行わずに製造する場合は除く）
冷凍機

2. 品質管理施設

品質管理施設を有し、次に挙げる機械器具を有すること。

- (1) 標準温度計
- (2) 脂肪量測定装置
- (3) ノギス等厚さ測定器具

【チルドミートボール】

1. 機械器具

次に挙げる機械器具を有すること。

機械器具
処理台（ただし、原材料の整形処理を行わずに製造する場合は除く）
運搬用器具
肉挽装置
細切混合装置（細切混合を行わずに製造する場合は除く）
混和装置（混和を行わずに製造する場合は除く）
成型機
急速凍結装置（急速凍結を行わずに製造する場合は除く）